

三重県労働委員会訓令第●号

労働委員会事務局

三重県労働委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年●月●日

三重県労働委員会会長 大塚 耕 二

三重県労働委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県労働委員会公文書管理規程（令和2年三重県労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(例文設定) 第18条 (略) 2 設定した例文は、毎年4月に更新するものとする。 ただし、三重県告示又は公告の例文であって、三重県公報発行規則（昭和33年三重県規則第25号）第3条第2項ただし書の規定により <u>法務課長</u> が登録したものについては、この限りでない。	(例文設定) 第18条 (略) 2 設定した例文は、毎年4月に更新するものとする。 ただし、三重県告示又は公告の例文であって、三重県公報発行規則（昭和33年三重県規則第25号）第3条第2項ただし書の規定により <u>法務・文書課長</u> が登録したものについては、この限りでない。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。